②　7⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）
③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の⑴の各号に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び⑵から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　次に掲げる条件に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次のⒶからⒼまでのいずれかに該当する事実があると認められる者
Ⓐ　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
Ⓑ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
Ⓒ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
Ⓓ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
Ⓔ　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
Ⓕ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
Ⓖ　Ⓐから Ⓕまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。
⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者で、資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上の者２社又は３社で結成される特定建設工事共同企業体であること。
⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。
①　平成14年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡が完了した、機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事の施工実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を同種工事の施工実績とする場合は、出資比率が20％以上の場合に限る。
（同種工事として認める施工実績の要件）
「ダム高50m以上の重力式コンクリートダム本体工事」
⑺　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。【２社の場合　１／２×６／10＝30％以上、３社の場合　１／３×６／10＝20％以上】
⑻　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑼　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。
⑽　施工方式　共同施工方式とする。
8　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　7⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、7⑸の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
9　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「川上ダム本体建設工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

調　達　予　定

入札公告（公示）予定の公示

平成29年度当初において判明している80万ＳＤＲ以上の物品等又は特定役務の調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ以上となるものがあり得ます。

平成 29 年４月３日

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

○支出負担行為担当官　内閣府大臣官房会計担当参事官　横内　憲二
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
①54　②「第44回東南アジア青年の船」事業実施に伴う旅客船の定期傭船及び運航委託　一式　③借入等　④７月　⑤内閣府大臣官房会計課契約第２係　東京都千代田区永田町１－６－１　電話03―5253―2111　内線82355